

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信番号政策委員会（第7回） 議事録

1. 日時 平成24年2月2日（木）16時00分～17時15分

2. 場所 総務省10階 共用会議室2

3. 出席者

委員 酒井主査、相田主査代理、池田委員、一井委員、河村委員、三友委員
総務省 原口電気通信事業部長、中沢番号企画室長、東川番号企画室課長補佐

4. 議題

答申（案）について

5. 模様

【酒井主査】 本日はお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございました。電気通信番号政策委員会の第7回会合を開催させていただきます。

昨年11月に開催した前回の会合で取りまとめられました報告書（案）ですが、これは去る12月20日に開催された電気通信事業政策部会において答申（案）としてまとめられ、公表の上、約1カ月間の意見募集を行いました。

本日は、この答申（案）及び意見募集で寄せられた意見に対する考え方について審議を行いたいと思いますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

では、最初に事務局から資料の確認をお願いいたします。

【東川番号企画室課長補佐】 本日はお配りさせていただいている資料でございますが、まず、議事次第がございます。第7回の議事次第と座席表の後に、資料7-1として答申（案）、資料7-2といたしまして答申（案）に対する意見及びこれに対する考え方（案）がございます。最後に、資料7-3として今後の検討スケジュール（案）になります。

過不足等があるようでしたら、事務局までご連絡いただきたいと思います。

【酒井主査】 それでは、事務局から、意見募集で寄せられた意見に対する考え方、7-2ですね。これにつきまして、ご説明をお願いいたします。

【東川補佐】 それでは、パブリックコメント募集に対して意見が寄せられましたが、これに対する考え方（案）といたしまして、資料7-2を説明させていただきたいと思えます。主要な意見を中心に説明させていただきたいと思えます。

まず、「総論」の部分でございまして、意見1、「携帯電話の番号に070番号を採用することは、識別しやすく連続性が担保される観点から賛同する。また、番号ポータビリティ導入についても、サービスのさらなる向上が期待されることから賛同する」というもので、答申（案）に対する賛成の意見として承るとしております。

続きまして、意見2でございまして、「携帯電話市場の純増傾向が続くことを前提とし、総務省の政策において、迅速に新たな電気通信番号を指定できるための方策・道筋を示すことが必要」という意見がございました。これにつきましては、答申（案）に示しましたとおり、携帯電話各社においてスマートフォン等を用いたデータ通信サービスの普及が進んでおり、さらにLTEサービスの開始も予定されているなど、携帯電話の番号需要については今後も増加していくものと考えられる。総務省においては、今後、携帯電話の番号不足が生じないよう、本答申（案）において示された携帯電話の番号の拡大策に向けて適時適切に取り組むことにより、新たな電話番号の指定を行っていく必要があると考えてしております。

続きまして、次のページをおめくりください。第1章「携帯電話の電話番号の将来需要について」でございまして。

意見3及び意見4については、携帯各社から将来需要を見込む意見が来ております。

続きまして、次のページをおめくりください。意見5、個人の方から「携帯電話の番号の将来需要の増加は、ある程度の時点で飽和すると考えられる。通信さえ行えれば、識別子が電話番号である必要はない」という意見が寄せられております。こちらの将来需要に関する考え方につきましては、答申（案）に示したとおり、考え方2に同じとしております。また、通信用途などのM2Mサービス等に利用される番号に対する意見については、答申（案）に示したとおり、新たな識別子を含めた国際標準化の動向等を踏まえて今後検討を行う必要があるとしております。

続きまして、第2章「M2Mサービスへの専用番号の割り当てについて」でございまして。

意見6では、「国際標準化の検討などを踏まえて動向を注視すべきとの答申（案）に賛成する」という意見がございました。

意見7ですが、「LTEサービスの開始による通信速度の向上により、新たな需要が創出

されることが予測される要因が存在するため、引き続きM2Mサービスの動向を注視することが必要」という意見がございました。こちらにつきましては、答申（案）に示したとおり、M2Mサービスに係る新識別子については、現在、国際標準化の検討が進められておりまして、国際競争力の観点からM2Mサービスの多様性を奪うことがないよう、現在行われている国際標準化の検討や今後の新識別子の動向を踏まえて、総務省としてもこうした動向について引き続き注視する必要があるとしております。

続きまして、意見8ですが、「現時点でM2Mサービスの需要を踏まえた専用番号を創設し、国際競争上、不利益とならないよう努力すべき」という意見がございました。専用番号を創設すべきとする意見につきましては、答申（案）に示したとおり、別体系の専用番号を付与する場合は、既存の利用者に影響がありますことから、需要の急激な増加が生じていない中では、新たな識別子の導入も含めて今後の検討課題としたところでございます。なお、3GPP等の国際標準化会合においては我が国の関係事業者も参加し、検討が進められているところであり、国際競争上不利とならないよう、総務省としてもそうした動向について引き続き注視していく必要があるとしております。

続きまして、5ページ目をおめくりください。意見10でございしますが、「M2Mサービスに対して新たな識別子を採用すべき。既存の電話交換機を利用する前提であるならば、#（シャープ）及び*（アスタリスク）を利用することを提案」という意見がございました。M2Mサービスに関する新たな識別子に対する意見については、考え方8に同じとしております。また、M2Mサービスに利用する場合はシャープ及びアスタリスクを利用すべきとの提案については、今後の参考にさせていただきたいとしております。

続きまして、6ページ目をご覧ください。第3章「携帯電話の電話番号の指定方法の変更等について」ということで、指定方法の変更につきまして意見が寄せられております。

意見11ですが、「指定方法の変更については賛成。在庫期間を考慮した算定方法について検討を希望する。また、急激な需要増については、定義を明確化し、事業者間で差異がないように、明確な基準のもとで運用されるべき」という意見がございました。こちらにつきましては、指定方法の変更については賛成の意見として承るとしてあります。また、その変更の中で、在庫期間におさまり切らないといった予想を上回るような急激な需要増については、短期間に複数回の番号申請や工事費用の増加が見込まれる場合においても効率的に対応できる算出方法を検討する必要があるとしております。指定方法の運用に当たっては、算定式も含め基準を明確にする必要があると考えるとしております。

続きまして、意見 12 は、「有効である」という賛成の意見でございました。

意見 13 ですが、「指定方法の見直しにより新興事業者の不利益は他事業者よりも大きい。携帯電話の新たな番号帯を早期に開放する施策を優先的に推進することが重要」という意見がございました。7 ページ目でございますが、指定方法の変更に対する意見については、考え方 11 に同じとしております。また、新たな携帯電話への 0 A 0 番号の開放を優先すべきとの意見については、答申（案）に示しましたとおり、ネットワーク改修等に必要な期間を考慮する必要があるということです。指定方法の変更を行うことで既存の 0 8 0 番号の有効利用を図る必要があると考えるとしております。

続きまして、0 9 0 - 0 番号の携帯電話への開放についてということで、意見 14 でございますが、「指定方法の変更を優先させることには賛成するが、0 9 0 - 0 番号の利用を前提とした計画とするのが妥当ではないか」という意見がございました。指定方法の変更を優先すべきとの意見については、賛成の意見として承る。0 9 0 - 0 番号の利用については、答申（案）に示したとおり、指定方法の変更を行っても、なお新たな 0 A 0 番号の導入に必要なネットワーク改修等の対応が間に合わず、携帯の番号が不足する場合において 0 9 0 - 0 番号の開放を行うことが適当であるとしております。なお、0 9 0 - 0 番号を開放する際は、次のページでございますが、利用者保護の観点から、0 A B 0（0 8 0 0）と誤認しないよう、事業者及び総務省から利用者に対して周知に努めることが必要であるとしております。

続きまして、意見 15 は、「番号枯渇時期が早まった場合においては有効である」という賛成の意見でございました。

意見 16 及び意見 17 につきましては、「指定数を抑制するよりも 0 9 0 - 0 を選択したほうがよい」という意見でございましたが、こちらについては、指定方法の見直しによっても 0 A 0 の番号の開放が間に合わない場合において 0 9 0 - 0 を開放するという答申（案）の考え方として、考え方 14 に同じとしております。

続きまして、次のページ、9 ページ目をおめくりいただきたいと思えます。第 4 章「携帯電話の電話番号数の拡大策としての 0 7 0 番号の開放について」。

意見 18 でございますが、「0 3 0、0 4 0 を残すことについては賛成。新たな 0 A 0 番号の開放については、0 6 0 のほうが望ましい」という意見がございました。0 3 0、0 4 0 を未利用番号として確保することについては、答申（案）に賛成の意見として承るとしてあります。0 6 0 番号の開放につきましては、答申（案）に示したとおり、0 5 0 I P

電話等のFMCサービスが提供されることも想定されますので、SMSや番号ポータビリティが利用できない番号が生じるといったような、携帯電話で利用可能なサービスとの間に違いが生じることから、携帯電話の番号が不足するまでの期間を考慮すると、060番号を早期に開放することは適当でないと考えられる。なお、将来的に070番号が逼迫した際には、060番号も含めた電話番号の拡大策について改めて検討が必要となる可能性はあると考えるとしております。

続きまして、意見19、20、21につきましては、070の開放について「賛成」という意見でございました。

10ページ目をおめぐりください。意見22ですが、「ネットワークへの影響が生じる点については、0A0番号よりも優先させる記述にすべきではない。070番号固有に生じるネットワーク改修を明確化すべき」という意見がございました。答申（案）に示したとおり、新たな0A0番号を開放する際は、選択中継サービスなど事業者ネットワーク等の改修が必要となるため、この点に関して、特に070番号を優先すべき理由とはしていない。次のページをおめぐりください。また、070番号を開放する際は、携帯電話とPHSを識別するための改修が必要となるが、他の0A0番号を開放した際に生じる交換機等の改修コストと比較しても、特段の差は生じないものとしているところであるとしております。

続きまして、意見23ですが、「携帯電話の電話番号として030番号及び040番号を開放し、無線呼び出しサービスが終了した時点で020番号も開放することが適切」という意見がございました。030と040を開放する意見については、答申（案）に示したとおり、将来のM2Mサービス等の新たなサービスへの需要に備え、0A0番号における未利用番号として番号容量を確保することが適当であるとしております。また、無線呼び出しサービスが終了した時点で020番号を開放すべきとの提案については、今後の参考とさせていただきたいとしております。

続きまして、070を開放した際の事業者対応についてということで、意見24でございますが、「選択中継サービスの利用に当たり、利用者側で必要となる対応について、総務省、関係事業者が連携し、適切な周知を行うことが必要である」という意見でございました。こちらについては、答申（案）に示したとおり、070-Cにより携帯電話とPHSを識別することにより、携帯電話へは00XYから発信するよう周知することが適当であり、PBXへの070番号の追加など、利用者側で必要な対応も含めて、総務省と関係事

業者が連携し、適切な周知を行うことが必要であるとしております。

意見25でございますが、「未利用の030、040を開放することが望ましい。費用の扱いについては、携帯電話事業者の利用する番号枯渇への対応に起因するものだというところを踏まえた検討が必要」という意見でございました。030、040開放に対する意見については、考え方23に同じとしています。新たに070番号を開放するに当たって生じる費用については、従来、事業者ネットワークの改修については自網自己負担の原則により行われてきたことも踏まえつつ、公平な費用負担となるよう、関係事業者も含めて速やかに取り組んでいく必要があると考えるとしております。

続きまして、意見26については、「携帯電話への開放については賛成」という意見でございました。

意見27ですが、「携帯電話とPHSの識別性が問題となることから、総務省において注視することが必要である。070番号の携帯への指定は、平成26年度初頭を待たずに早期に導入する環境を整えるべきである」という意見が示されました。携帯電話とPHSの識別については利用者保護の観点から注視すべきとの意見については、考え方24に同じとしています。070番号を、平成26年度初頭を待たずに早期に開放する環境を整えるべきという意見については、引き続き携帯電話の、次のページになりますが、電話番号の利用状況を注視しつつ、利用者への十分な周知や事業者ネットワークの改修について、関係事業者も含めて速やかに取り組む必要があると考えるとしております。

続きまして、意見28ですが、「SMSなどPHSでは利用できない携帯電話のサービスもあることから、070番号の開放は行うべきではない」という個人の方の意見がございました。答申（案）に示したとおり、利用者に対して070-Cによる携帯電話とPHSの料金・サービスに関する識別についてしっかりと周知を行うことにより、現在、約7,000万番号が未指定となっている070番号を開放することが適当としています。携帯電話とPHS間の番号ポータビリティが導入された際の識別については、どのような方法があるかということについては、考え方42のほうで述べさせていただいております。

070番号の開放に伴う利用者保護についてということですが、「070-Cによる区別については賛成」という意見が、意見29でございました。

続きまして、意見30ですが、「070-Cでの識別が、番号ポータビリティを導入した場合にできなくなった場合は、利用者ニーズに反する点に注視が必要」という意見がございました。こちらについては、携帯電話とPHSの番号ポータビリティが導入された際の

識別方法については、後ほど、考え方42のほうで整理させていただいております。

意見31ですが、「通話やメール機能など、PHSは携帯電話と異なる特徴を有していることを無視してはならない」という意見がございました。答申（案）に示したとおり、携帯電話とPHSについては、音声、データ通信など主要なサービスが共通であり、PHSは、医療機関等で多く利用されている、災害時につながりやすいといった特徴を有しているが、これらの特徴は電話番号による識別に影響を与えるものではないため、利用者に対し識別方法を周知することにより、070番号を携帯電話とPHSで共用する際に問題となる可能性は少ないと考えるとしております。

続きまして、070番号の開放時期について、でございますが、意見32と33については、「070-Cを先行して識別に使い、番号ポータビリティよりも先に開放するという点について賛成」という意見がございました。

続きまして、次のページになりますが、意見35で、「PHSサービスが存在する限り行わない」という意見がございましたが、こちらについては、070-Cによる識別で携帯電話とPHSが十分識別できるということですので、考え方28に同じとしております。

続きまして、第5章「携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入について」でございます。

意見36ですが、賛成の意見ということで、「関係事業者における十分な配慮をお願いする」という意見がございました。こちらについて、答申（案）に示したとおり、関係事業者は番号ポータビリティ導入を円滑に進めるため、その技術的仕様やコスト等について早期に明らかにし、効率的に事業者ネットワーク等の改修や調整に取り組むことが適当であるとしております。

意見37ですが、「携帯電話とPHSは、市場画定において同一市場とするべき。今後、規制やガイドラインにおいても統一的な整理がなされることを要望」という意見がございました。こちらについては、本答申（案）は、競争評価の枠組みから市場画定をすることを目的として行うものではなく、番号ポータビリティの議論の過程で利用者から見たサービス内容等について整理を行い、携帯電話とPHSは基本的なサービスで大きな違いがないとしたものであるとしております。なお、総務省で実施している競争状況の評価については、携帯電話とPHSを同一市場として分析しております。さまざまな規制やガイドラインにおいても整理されることを要望するという意見については、今後の参考とさせていただきます。

意見 38 については、番号ポータビリティ導入に「賛成」という意見でございました。

意見 39 ですが、「『間接的な便宜』全体を削除すべき。また、番号ポータビリティ導入によるメリットがデメリットを上回るかについて深く掘り下げるべき」という意見がございました。こちらについては、答申（案）に示したとおり、携帯電話間の番号ポータビリティの導入以後、携帯電話事業者のARPUが減少している。このためPHS間との番号ポータビリティの導入により携帯電話とPHS間の競争が進展し、番号ポータビリティを直接利用しない利用者に対しても料金の低下などの間接的な便益が生じる可能性があるとしており、これらはメリットであることから、携帯電話とPHSの競争環境に係る検討部分とは重複しないと考えるとしております。なお、デメリットについては、答申（案）に示したとおり、利用者が電話番号からは携帯電話とPHSを識別できなくなることや、選択中継サービスやその他のサービスが引き続き利用できるよう事業者ネットワークの改修等が必要となるといったような具体的な課題を示しており、PHS側の交換機等の改修による識別性の確保など、これらの課題解決を図った上で番号ポータビリティの導入を行うことが適当としたものであるとしております。

続きまして、17ページをご覧ください。意見 40 につきまして、「導入可否を含めさらに検討を深める必要がある」という意見ですが、こちらについては、今の考え方 39 に同じとしております。

意見 41 ですが、「既存のPHS事業者が対応することが料金競争につながるという指摘は必ずしも当たらない。携帯電話のほうが、災害耐性があることが法令上で確保されている」といった意見がございました。料金競争に関する意見については、考え方 39 に同じとしております。災害耐性のほうについては、答申（案）に示したとおり、利用者はPHSと携帯電話の移転手続の簡素化により、災害時等において音声サービスにつながりやすいといったことを理由として、PHSへの移転を希望する者にとって選択しやすい環境がもたらされるといったことを述べておきまして、技術的な側面から携帯電話よりもPHSが災害時に強いとしているものではないと考えております。

続きまして、意見 42 ですが、「ナンバーポータビリティが導入されれば、携帯電話かPHSかを識別することは不可能」という意見がございました。こちらについては、答申（案）に示しましたとおり、PHS側において、固定電話等からの発信の際に携帯電話とPHSが識別できる仕組みを導入し、こうした識別方法について、利用者への周知を行うことにより利用者保護を図ることが適当であるとしております。

続きまして、事業者対応でございますが、意見４３になります。「どのような課題が解決されれば、携帯電話とPHSのナンバーポータビリティを導入することになるのか、その明確化が必要」という意見がございました。こちらについては、答申（案）に示したとおり、携帯電話とPHSの番号ポータビリティの導入に当たっては、第５章で検討した選択中継サービスをはじめとする各種サービスに基本的にはPHSが対応するなど、利用者から見て携帯電話とPHSとの識別性に関する混乱が生じないことを条件としている。このため、意見の中にありました①から③は導入条件となるものと考えられるとしております。④については、関連事業者全社が対応を行うこととありましたが、こちらについては、関連する主要な事業者においては対応することが望ましいと考えるとしております。

意見４４でございますが、「携帯電話とPHSの番号ポータビリティそのものについても、過度に経済的な負担がないことを前提とする必要がある」という意見がございました。現在、携帯電話間では既に番号ポータビリティが行われており、新たに番号ポータビリティへの参加を希望するPHSを含めて、過度な経済的な負担は生じないものと考えられる。答申（案）に示したとおり、選択中継サービスをはじめとした各種サービスのPHSへの対応については、技術的に困難であるとの意見はなく、過度の経済的な負担とならない限りは対応することが求められるとしておりますが、当該サービスを継続的に提供することが困難となるといった例外的な状況を除いて、番号ポータビリティの導入が円滑に行われるよう、必要な事業者ネットワーク等の改修や調整に取り組むことが適当であるとしております。

続きまして、次のページ、２０ページをご覧ください。意見４５の「サービス差分を縮小する件」などについては、考え方４３に同じとしております。

意見４６ですが、「ACR機能付き電話端末を改修することは不可能であるため、導入に反対」という意見がございました。答申（案）に示したとおり、現在のACR機能付き電話端末については、手動による〇〇XY番号の発信により選択中継サービスを利用することが可能であるとしております。

続きまして、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入に伴う利用者保護について、でございますが、意見４７で「識別性を行う手段としての信号音・音声の利用方法について整理が図られるべき。料金設定を行う事業者の見直しを迫られる事情はない」といった意見がございました。こちらの識別音を整理すべきという意見については、答申（案）に示したとおり、携帯電話事業者間の料金差がある中で、識別する仕組みの導入について検

討を要するとしておりまして、今後、PHS等も含めて、こうした識別音等について整理を行う必要があるものと考えてしております。料金設定の見直しに対する意見については、次のページになりますが、NTT東西、固定電話側から設定した料金と比べまして、多くの時間帯で携帯電話事業者が設定する料金が上回っているということですので、こうした料金体系の違いについて、まずは速やかに周知することに努めるとともに、これまでの整理が今後もそのまま妥当とするかという点も含め、現状の料金設定のあり方について関係事業者間において必要な見直しを行うことが適当であるとしております。

続きまして、意見48は、賛成意見でございました。

意見49については、考え方47に同じとしております。

続きまして、公正競争の確保について、でございますが、意見50ですが、「番号ポータビリティの導入は、全事業者同時の実施とすべき」という意見でございました。答申(案)に示したとおり、特定の事業者間だけでなく全事業者によって実施されることが適当である。なお、可能な限り同時に導入が行われるよう、関係事業者において相互に調整が図られることが望ましいとしております。

続きまして、22ページになります。意見51から53まで、携帯電話各社からは、公正競争確保に向けた措置について「賛成」という意見が寄せられております。

意見54ですが、「ウィルコムの子会社であるソフトバンクを優先することがあってはならない」とございましたが、こちらについては、答申(案)に示したとおり、移動体通信市場において公正競争を確保するため、特定の事業者が有利な条件で番号ポータビリティを行うことがないよう競争中立的な仕組みとすることが求められる。事業者は公平な番号ポータビリティが行われるよう努めなければならないとしております。

続きまして、番号ポータビリティの導入時期について、でございますが、意見55ですが、「番号ポータビリティ実施の条件として、サービスの改善、課題解決が必要である」という意見については、条件の中身については考え方43に同じとしております。

続きまして、23ページを飛ばしまして、24ページまで行きますが、意見56ですが、「番号ポータビリティの導入によって070-Cの識別期間が短期間となると、利用者が混乱するのではないか」という意見でございました。今後、答申(案)に示された導入時期までに、070の開放と番号ポータビリティ導入時期を明らかにすることによって、070-Cによって識別できる期間を明確化することで、事業者のネットワーク改修に配慮するとともに、利用者に対して十分な期間を置いて識別できる期間を周知することによ

て、利用者保護を図ることが適当であるとしております。

続きまして、意見57ですが、「制度上、携帯電話とPHSを二種指定電気通信設備制度等の対象とした上で番号ポータビリティの導入時期を判断すべき」との意見がございました。こちらの意見につきましては、まず、PHSに対して電気通信事業法上の第二種指定電気通信設備制度の対象とすることを検討すべきという意見については、本答申ではこの点について特に検討を行っていないため、今後の参考とさせていただきたいとしております。なお、本件については、ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方の答申において、考え方3-57において以下のように示されております。次のページをおめくりいただきたいと思いますが、25ページになりますが、こちらの内容については、携帯電話とPHSの関係等については、市場動向を注視しつつ、必要が生じた場合には制度の見直しを含めて検討することが適当であるとされております。また、関係事業者の過度な経済的負担なく接続開始準備が整うことが重要との意見については、考え方44に同じとしております。総務省と関係事業者が連携し、適切な周知を行うべきとの意見については、考え方58に同じとしております。

続きまして、意見58ですが、「多くの検討課題が考えられることから、検討状況を確認しながら導入時期を決めるべき」という意見がございました。答申(案)に示したとおり、総務省や関係事業者は、携帯電話やPHS、固定電話の利用者に対して番号ポータビリティの導入に関する周知広報に努めるとともに、準備状況等に係るフォローアップを行いつつ、平成26年度内の導入を目指し、必要な事業者ネットワーク等の改修や調整に取り組むことが適当であるとしております。

続きまして、26ページになります。意見59ですが、「070番号の指定と番号ポータビリティは同時に行う必要はないという答申(案)の考え方に賛成する。ただ、サービス差分の解消という条件を満たすことを重視すべき」という意見がございました。番号ポータビリティと070番号の開放を分けるという意見については、答申(案)に賛成の意見として承るとしてしております。また、番号ポータビリティ導入に当たってのサービス差分の解消を条件とすべきという意見についても、答申(案)に賛成の意見として承るとしてしております。

続きまして、意見60で、「番号ポータビリティの導入は、PHSサービス終了時点とする」という意見がございました。こちらについては、本答申(案)に示したとおり、PHS事業者から要望があったことを前提として、番号ポータビリティ導入による利用者利便

の向上の観点から導入することを適当としたものであり、PHSサービスの終了を前提とするものではないとしております。

続きまして、第6章「指定要件のあり方について」ということで、こちらは、意見61から63まで、基本的には、各事業者から「競争力向上、新規参入事業者の拡充につながる」ということで、賛成の意見が寄せられております。

最後に、「終わりに」ということで、「PHSサービスを終了とするものであれば、反対。総務省は、PHS技術のさらなる発展について施策を考えるべき」という意見がございました。こちらについて、先ほど、考え方60のほうでPHSサービス終了を前提とするものではないとしております。また、PHSサービス発展について総務省が注視すべきとの意見については、答申（案）に示したとおり、今後の移動体通信市場において携帯電話とPHSの料金・サービス競争がどのように進展するかについて、引き続き、市場動向を注視していく必要があるとしております。

以上、資料7-2につきまして、駆け足でございますが、説明させていただきました。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を踏まえまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。どの点でも結構です。どうぞ。

【一井委員】 私は、個人の方の意見を尊重するべきだと思うのです。どのくらいの方が実際にご覧になっているかわからないですけども、数は少ないですが事業者ではない方から意見が出てきていますので、丁寧に答えてあげたほうがいいと思うのです。

そういうつもりで見てみると、この考え方9はちょっと寂しいかなと思ひまして、考え方8に同じと。内容的にはそうなのですが、こうしたらいいのではないかといろいろお考えになる方は多いと思うのですよね。ただ、ここの内容に関しては、例えば答申（案）の11ページに、事業者さんからM2Mサービスを既存の番号体系の中でやりたいとか、いろいろなお考えがありますし、また、確か、通話端末なのか、通話に使われない端末なのか、すっぱり分けられるものじゃないという議論もあったと思うので、そのようにはできないのだよということも、もうちょっと丁寧に答えてあげてもいいのかなと思ひました。

【酒井主査】 そのあたりは、検討いただけますか。

【東川補佐】 はい。

【相田主査代理】 ちょっとよろしいですか。

【酒井主査】 はい。

【相田主査代理】 直接お伺いするまでは無理かもしれませんが、もう少しそれらを詳しくご説明するくらいのはしてもいいのかなということで、既に割り振られてしまったものもあって、こういう090、080と070で分けるとかを今からではできないよとか、全部をこの考え方に書かなくてもよいかと思うのですけれども、やはり個人の方であまりそういう事情をよく把握していらっしやらないと思われるようなものについては、この考え方とは別に、もう少し内容をご説明するようなことをやって差し上げてもいいのかなと。

それは、先ほど一井先生もおっしゃったように、わざわざご意見を提出いただいた方なので、少しそういうことをお考えいただいてもいいのではないかなと。

【東川補佐】 考え方9の部分につきましては、一井委員、相田委員からご指摘がございましたように、既存の利用者への影響を考慮する必要があることなどを考え方8に書いておりますが、もう少し丁寧に回答すべきというご意見でございましたので、その部分について、回答ぶりを検討させていただきたいと思います。

【酒井主査】 相田先生がおっしゃったのは、ここに書くのではなくて、個人なので、例えば別途手紙を出すとか、そういうことを指しているわけですか。

【相田主査代理】 そういうことを前にやったことがあったような記憶があるので。

【酒井主査】 なるほど。どうぞ。

【一井委員】 ただ、これを出された方にのみ答えるというよりも、やはりオープンにすることが重要だと思います。

【酒井主査】 考え方に書いた上で、さらに個別に質問があったらということかもしれませんね。個人1、2、3、4と書いてあるのは、例えば4という方は同じ方ですね。

【東川補佐】 そうです。個人の方は4名の方から意見をいただいております。

【酒井主査】 わかりました。

【東川補佐】 このような匿名で表記させていただいております。

【相田主査代理】 ちょっとよろしいですか。

【酒井主査】 どうぞ。

【相田主査代理】 これまでの議論でもそれほど明確でなかったかなということで、確認させていただきたいのですけれども、考え方43で、ドコモさんから「関係事業者全社ですね」と聞かれたのに対して、主要な事業者の範囲でいいですという答え方になっていて、その一方で、考え方50のほうでは、全事業者で実施すべきですという言い方になっ

ているということで、それぞれの指す範囲を確認させていただきたいと思うのですけれども、考え方43のほうで関係事業者全社とドコモさんが言っておられる対象はよくわからないのですけれども、この項目の性質上、ここで言う関係事業者というのには、選択中継をやっている事業者さんとかが関係事業者という中にいることが考えられて、そういう方はもともと、必ずしもすべてを対象として選択中継サービスをしてらっしゃるわけでもないということとを考慮すると、そういう事業者さんの何社かが対応できないからといって、これをとめるというほどのことではないだろうということ。

それから、その一方で、考え方50の「全携帯事業者」というか、考え方のほうでは「携帯」という言葉が入らずに「全事業者」と書いてあるのですけれども、これは、MVNOとかも含むすべての事業者がやっぱり対応してくださいという立場だと思ってよろしいのでしょうか。

【東川補佐】 まず、考え方50でございますが、全携帯事業者を対象とすべきという意見につきまして、このように回答しているのは、特定の事業者間だけで行うことは公正競争の確保の観点から適当でないということがございます。

また、携帯事業者、MNOだけでなく、MVNOに対しても同様のサービスが提供されるべきかどうかという点については、現行の携帯電話の番号ポータビリティにつきまして、制度上、MVNO、MNO含めて利用者は番号ポータビリティができるようになっておりますので、そこについては、今、相田委員がおっしゃいましたように、MVNOの利用者についても番号ポータビリティが利用できるようにするということが、これまでのサービスを踏まえると必要であると考えております。

【酒井主査】 考え方43はどうですか。

【東川補佐】 考え方43のほうにつきまして、④の「関係事業者全社が対応を行うこと」という点については、これまでの委員会の議論の中でも、すべての事業者に対してこのようなサービスを義務づけるといった議論にはなっていなかったかと考えております。

やはり、選択中継サービスから固定電話に接続するサービスを提供しているだけの事業者もおりまして、携帯電話に発信することができるサービスを提供していない事業者もいますので、そういった点を考えると、関連する主要な事業者においては対応することが望ましいと回答しているところでございます。

【相田主査代理】 よろしいですか。

【酒井主査】 どうぞ。

【相田主査代理】 それで内容的にはいいと思うのですが、先ほどの一井委員のご意見ではないのですけれども、主要な事業者というのはそういう意味だと、それから考え方50のほうも、最終的にすべてのMVNOまでカバーされるのが好ましいけれども、少なくともMNOについては同時に行われることが望ましいとか、何かもう少し、「可能な限り同時」とか「関連する主要な事業者」の中身を、書ける範囲で書いたらいいのではないかなと思いました。

【酒井主査】 特定の事業者というのは、要するに携帯事業者という意味ですよね。ただ、携帯事業者というときにMVNOも入るのでしたか。

【東川補佐】 番号規則上は番号ポータビリティの対象として、MVNOも対象とすべきとしておりますので、そういう意味では含まれると考えられると思います。

【酒井主査】 その辺はしっかりと書いてほしいですね。

【東川補佐】 わかりました。

【酒井主査】 考え方43のほうは少なくともほかの事業者も含めて、いろんなサービス、特に選択中継サービス等について、100%は無理かもしれないという話だったと思いますので。

【酒井主査】 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【河村委員】 今の考え方43のご説明で理解できたのですけれども、やはりちょっと、「①から③が導入条件となるものと考えられる」と書いてあって、それはすばらしいと思ったのですが、「導入条件となるものと考えられる」と書いておいて、「関連する主要な事業者においては対応することが望ましい」という。この④というのは、上記に関して、①から③に関して関連事業者全社が対応を行うことというのが④なんですよね。

①から③までが導入条件なのだけど、④は主要な事業者がやるのが望ましいというのは、私は何かそこで導入条件はどういう意味なのかなというのが、主要な事業者がそれに対応することが導入条件という意味なのだなというふうに、逆から読んでいくとそうなのですから、その辺が、①から③までの答えと④をひっくるめると、何となく矛盾しているのかなと思いました。が、「導入条件となるものと考えられる」というところは変えてほしくないで、④のところの答えにもう少し、主要な事業者に何とかが望ましいみたいな書き方を変えて、①から③までの答えに寄り添うような形にしないとおかしいのではないかなと思いました。

それから、個人の方のご意見でありましたように、私も改めて強くそう思ったのですが、

やっぱり最初から違和感があったのですが、070の開放とポータビリティを全く別建てでやっていることによって、ポータビリティの話に行くときまでは070の開放だけをしゃべっているの、070-Cで識別できますと書いて1回解決しておいて、ポータビリティに行っちゃうわけですね。

私も、よく考えてみますと、070-Cのところ、4桁目で区別できますという周知を徹底するとかいって、周知徹底すればするほど、その後で、それはもう全然識別できませんということ、ものすごく強く周知徹底しなくてはいけないわけで、これは随分、消費者から見ると混乱するなと改めて思いまして、時期の違いがどの程度のギャップなのかもわからないですし、ポータビリティの導入の時期が、何か前は目安で書いてあったように思うのですが、なくなったんですね。

【東川補佐】 答申（案）のほうでは、番号ポータビリティ導入時期につきましては平成26年度内を目途に準備を進めるとしておりまして、今、070の開放と070-Cの識別というのが利用者にとってわかりづらいのではないかという意見でございましたが、同様の意見として、24ページに意見56という形で来ております。

070-Cの識別期間が短期間で変更する場合は、利用者にとってわかりづらいのではないかという意見がございましたが、今後、答申（案）に示された導入時期までに、それぞれの導入時期を速やかに明らかにしたいと考えておりまして、それによって導入期間の差を明確化することで、利用者、どの期間から070-Cの識別が必要になって、それが番号ポータビリティ導入によって別の識別が必要になると周知する、伝えるということをしつかりやっていく必要があるとしているところでございます。

【酒井主査】 特に前半のほうは、確かに条件と書いていながらこうなのですけども、ただ、これをあんまり厳密に、条件として100%と言った瞬間に、携帯への選択中継サービスをやっていない会社がある、あるいはこの辺にお金がかかるというので遅れる会社があった瞬間に一切だめだという話になって、全部つぶれてしまうので、「主要な」というのが、書き方が難しいですけど、90%なのか80%なのかは難しいんですけど、少しこう、うまく書くほかないですね。

それから、期間の話についても、差分の期間の間、どううまくやるかというのは、今後の課題だと思うのですけれども、このあたりも相当うまく対応するという話だろうと思います。どうぞ。

【池田委員】 今の点に関連して、関連する主要な事業者の意味ですけど、それは、考

え方44に出ている、過度に経済的な負担となって当該サービスを継続的に提供することが困難とならない事業者は、みんな主要な事業者ということになるのでしょうか。ここの考え方44と考え方43の主要な事業者という関係をお尋ねしたいと思います。

【東川補佐】 主要な事業者の対象については、選択中継サービスを提供している事業者が、固定電話にしか提供していない事業者もございますし、また、必ずしも利用者数がそれほど多くないような事業者もございますので、そういった事業者まで含めると番号ポータビリティ導入の条件が非常に厳しくなるのではないかと考えておまして、ここの部分、「主要な」という部分の内容については、もう少し詳しくしたいと考えております。

過度な経済的な負担とならない限りといった考え方44のほうでございますが、これは、過度な経済的な負担の中身をこのような形で明確化しておまして、過度な経済的な負担を口実として対応しないといったことがすぐにできてしまいますと、番号ポータビリティの条件がなかなか整わなくなるということも考えられますので、ここはやはり、考え方43のほうで「主要な」と表現しましたが、サービスを提供している事業者については、こういった状況にならない限りは、協力してネットワーク改修等に組み込んでいただく必要があると考えているところでございます。

【酒井主査】 上のほうは選択中継サービスに関してだけで大丈夫なものでしたか。それだったら、逆にそういうふうを書くこともできないことはないのですが。

【東川補佐】 そうですね、主なサービスは選択中継サービスだと思いますが、その部分については、どのサービスが対象となるのかというのは検討したいと思います。

【酒井主査】 あまりにぎりぎりのことを書いてしまって、本当にどこか1個抜けていたら100%だめだというのは、それは行き過ぎだと思いますので、過度といってもどこまで過度かは、これも仕方ないところがありまして、数学のように書けないので、こういう形かなとは思いますが、表現を少し、あまり突っぱねないようにしたほうがいいと思いますので、よろしくお願ひします。

先ほどの間の期間の周知につきましても、今のところは、うまくやるというほかないですよね。その間に、070-Cで識別しなさいという話と、その次はできなくなりましたという話が出てくるので、ここのところは相当一生懸命やるというほかないだろうとは思いますが。

【相田主査代理】 いいですか。

【酒井主査】 どうぞ。

【相田主査代理】 ただ、その件に関して、前にも申し上げたと思いますけれども、早い段階でそのタイミングが両方ともわかるのであれば、一括して周知すると。何年何月から、携帯電話で070も使うようになりますので、070-Cで識別してくださいと、何年何月からは、それらが番号ポータビリティで乗りかえられるようになりますと、まとめて周知するというのが混乱を招かない1つの解決策だと思われるので、それにはもちろんタイミングが、事前にある程度フィックスしていることが条件ではあるのですけれども、そういうことを、少し書いていただいてもいいのかなと思います。

【酒井主査】 ほか、いかがでしょうか。三友先生、何かありましたら。

【三友委員】 事前にざっと目を通させていただいたのですけれども、あんまり作文のことでいろいろ言うのはもうやめようかと思ったのですが、読んでいてよくわからないところは、多分、今までのご議論の中であったことなのかもしれないのですが、070の共用開始と番号ポータビリティの導入を同時にやるか、やらないかが、これを読んでいてもよくわからないのです。

というのは、同時にやるほうが良いと書いてありながら、基本的には事業者の判断にゆだねられるとか、後のほうでは平成26年度内の導入を目指してというようなことも書いてあるので、そのところがどうなっているのかが、いまひとつ読んだだけではよくわからないところなのですが、これはわざと、ややあいまいに書いてらっしゃるのでしょうか。

【酒井主査】 同時とか望ましいとは書くけど、完全に同時にできるかどうかはわからないので、一応別の時期であると。多分そういう前提だろうと思うのですね。

【三友委員】 そうすると、多分、前のほうに書いてあった競争条件のところと、49ページですか、公正競争の確保というようなこと、競争中立的な観点とのかかわりがあるものですから、どこかの事業者だけがやるということを含めておいていいのかどうかというのはあると思うのですよね。できるかどうかは、これは技術的な検討の結果としてはあるのですけれども、それ以外の要素もそのところには入ってくる可能性があると思いますので、そこがちょっと気になるころではあるのですけれども。

【酒井主査】 そうですね。確かに、文章上は多少その辺がぼけていることは事実ですが、とはいうものの、あまり明確に書きにくいところだろうと思います。事務局のほうで、何か意見はありますか。

【東川補佐】 070番号の開放につきましては、これは、今の携帯電話の番号の不足

というのが、携帯電話がいろんな用途に使われる場面が多くなってきておりますので、080番号がどれぐらいのタイミングでなくなってしまうのかという点によるところが大きいのかなと思っておりまして、070の開放がかなり早期に、前倒しになる可能性もあるかなと思っております。その点については、50ページの導入のタイミングというところで、触れさせていただいております。

また、番号ポータビリティについては、いろいろなサービスをPHSにつなげるといったようなことが必要になりますので、それらの進捗具合を見る必要がありますので、070のほうが先になることは確実ですが、その時期を具体的に何年何月といったような形にするのは、今の段階では難しいのかなと思っております。

【三友委員】 番号ポータビリティについては、これは原則として全社一斉にやるという理解でよろしいのですか。原則としてなのかはわかりませんが。

【東川補佐】 こちらはパブコメの回答案のほうでも触れさせていただきましたが、可能な限り同時に行うことが望ましいと考えておりまして、携帯電話の番号ポータビリティを導入したときも、事業者間でいつからサービスを開始するといったようなことが調整されて、その導入時期が調整されたと聞いておりますので、完全に同時かというところは事業者間の調整で変わってくるのかなと思っております。

ただ、これまでの委員会の議論でも、あまり導入時期がずれているのは好ましくないということでしたので、可能な限り同時に行われることが望ましいという形で回答させていただいております。

【酒井主査】 どうぞ。

【河村委員】 いいですか。ちょっと前にまた戻っちゃうのですが、先ほどの導入条件のところなのですが、070の開放については番号の逼迫があるから是が非でもやらなきゃいけないと思うのですが、ポータビリティについてはやっぱり条件がきちんと整った上でやればいいのであって、別に無理やりやらなくてもいいぐらいに私は思っているのですが、先ほどの導入条件のところを、主査が、あまり100%と感ぜられないようにとおっしゃいましたけれども、主要な事業者については導入条件なのだということがわかるような書き方は維持していただきたくて、上のところのご指摘、①から③が導入条件となるものと考えられるというところの書きぶりをやわらかくすることはやめていただきたいと。

ただ、そこが100%の事業者ではないということはあってもいいと思うのですが、主要な事業者については導入条件なのだとわかるようにしていただきたくて、なぜならば、

④のところが、「望ましいと考える」という書き方が、そこそのものが、導入条件という言葉と合わない感じが私はするので、むしろ変えるなら④について書いてあるところを変えて、上に関しては、導入条件なのだけど、100%の事業者、非常に無理があればあれなのですが、④の「主要な事業者」で「望ましい」という書き方は、少し変えていただきたいと思います。

【酒井主査】 ちょっと確認しますと、①から③は導入条件としてありますよね。④というのは、要するに、主要な事業者については当然対応してほしい。ただ100%はならないかもしれないという意味だと思うのですが、「④については」という書き方が何か変ですね。

【相田主査代理】 書き方に工夫が必要ですね。

【酒井主査】 別に「④については」はなくてもいいのかもしれませんが。「ご指摘の①から③が導入条件と考えられる」。関連する主要な事業者においては、望ましいと書くのか、「主要な事業者については対応すること」と書いても同じことなのかな。

【河村委員】 むしろ、もし「主要な事業者」をどうしても書いたほうがいいなら、「関連する主要な事業者においては、ご指摘の①から③が導入条件となる」ということなのかなと思います。

【酒井主査】 中身はそういうことですね。

【東川補佐】 第5章で検討したこれらのサービスについては、PHSとつながることが利用者保護に資するというところでございましたので、今いただいた意見を踏まえて、表現ぶりは考えさせていただきたいと思います。

【酒井主査】 「④については」ということは、意味はわかるのですが、④の項目で指摘するところについては、必ずしも100%じゃないかもしれないよという意味で書いてあるのだと思いますが、「④については」という言葉はなくてもいいのかもしれませんが。

そういたしますと、大体よろしいでしょうか。本文というよりはこの辺の書き方について、いろいろご意見が出ましたので、必要な修正を事務局との間で行いたいと思いますけれども、次、いつまでにご報告するのですか。

【東川補佐】 今の予定ですと、3月1日の電気通信事業政策部会に報告させていただきたいと思います。

【酒井主査】 わかりました。私と事務局のほうで修正して、それを修正案という形で皆さんに見ていただきまして、確認いただくという形でいきたいと思いますが、よろしい

でしょうか。

なお、電気通信事業政策部会におきましては、この概要につきまして、主査代理の相田先生よりご説明いただくという予定ですので、その際はよろしくお願いいたします。

最後に、次の日程等につきまして、お願いいたします。

【東川補佐】 本件の答申（案）につきましては、3月1日の事業政策部会で審議していただく予定となっております。電気通信番号政策委員会につきましては、本日の委員会が最終回となりますが、今後、開催する場合については別途事務局よりご連絡させていただきたいと思います。

【酒井主査】 では、よろしいでしょうか。

それでは、第7回会合を終了とさせていただきたいと思います。どうも今日はありがとうございました。

以上